

# 国立病院課

# 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要

施行期日：平成22年4月1日（設立準備に必要な規定は公布日）

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずる。

## 組織形態

【現在】

### 国立高度専門医療センター（NC）

- ・国立がんセンター
- ・国立循環器病センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立国際医療センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター

【平成22年4月】

### 国立高度専門医療研究センター

- ・（独）国立がん研究センター
- ・（独）国立循環器病研究センター
- ・（独）国立精神・神経医療研究センター
- ・（独）国立国際医療研究センター
- ・（独）国立成育医療研究センター
- ・（独）国立長寿医療研究センター

## 業務等

法人は、国民の健康に重大な影響のある

- ・がんその他の悪性新生物
- ・循環器病
- ・精神・神経疾患等
- ・感染症等
- ・成育に係る疾患
- ・加齢に伴う疾患

に係る医療の調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修、医療政策の提言等の業務を行い、国内の医療水準をリードし、国際的な医療研究のネットワークに参画できる機関とする。

## 今後の主な役割（政策医療の牽引車）

臨床研究の推進

### 医療の均てん化等の推進

※都道府県の中核的医療機関を通じた先駆的医療や標準的医療等の普及  
※地域医療の指導者等の育成（いわゆる「指導者の中の指導者」）等

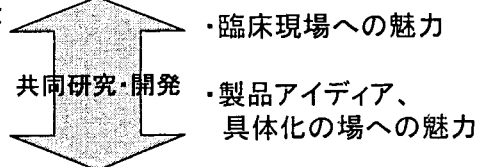
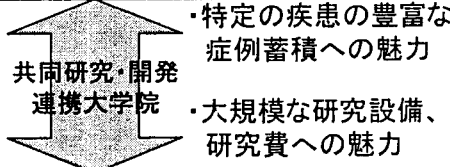
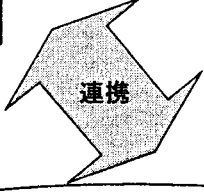
政策提言

NCの役割と産業界、大学等との医療クラスター形成と地域医療支援(イメージ)

医療クラスター形成

**国立高度専門医療センター**  
 政策医療の牽引車  
 ○臨床研究の推進  
 ○医療の均てん化等の推進  
 ○政策医療の総合的かつ戦略的な展開

↓  
 研究、医療の均てん化、人材育成、情報発信、政策提言 等



**関係学会**  
 ○人材開発

**大学**

- 蓄積された基礎研究
- 社会学、工学、薬学、法学等の総合的研究体制
- 豊富な人材ストック

**産業界【製薬・機器等】**

- 製品ライブラリー、製品化技術
- 欧米との切磋琢磨を経た競争力
- 金融等、幅広いウイングの協力を得た製品化能力

**国立病院機構等**

- 大規模治験実施への協力
- 患者治療データの蓄積

都道府県の中核的医療機関等とのネットワークを構築

- 先駆的医療や標準的医療等の普及
- 都道府県の中核的な医療機関への技術的助言や指導の実施
- 医療の均てん化のための情報発信 等

医療の均てん

地域医療〔都道府県、医療界〕との連携を通じた国民医療の進展

# ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要

## 趣 旨

国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については、平成13年6月の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定により、一定の解決が図られている。しかし、未だ未解決の問題も残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

そこで、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

## 基本理念等

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 施 策

### ○国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保(第7条)
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障(第8条)
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
  - ①意思に反する退所、転所の禁止(第10条)
  - ②医療・介護体制の整備(第11条第1項)  
地方公共団体の努力義務(第11条第2項)
  - ③地域開放(第12条、附則第8条)

### ○社会復帰の支援及び社会生活の援助

### ○名誉回復及び死没者の追悼

### ○親族に対する援護

## そ の 他

- ・ この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- ・ らい予防法の廃止に関する法律の廃止その他関係法律の整理を行う。

## 地方財政再建促進特別措置法施行令(再建令)改正による国立病院等への補助等について

(平成20年3月政令第47号)

➤ 自治体による国立大学法人、独立行政法人国立病院機構等に対する法令に基づかない補助・負担金等の支出は原則禁止されているが、支出できる場合の要件・手続を定めた再建令について、地方再生の観点から改正。積極的に活用願いたい。

(改正内容)

- 病院等を開設する国立大学法人や独立行政法人等が、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対し特別に医療の提供を行う場合（新規の補助事業を行う場合など）に要する費用の補助等ができるようにする

(例)

- ・ 産科医不足により分娩ができなくなった地域の医療を支援するため、それまで行っていなかった普通分娩を実施する場合の助成や機器貸与
- ・ 産科・小児科などの休日夜間診療を実施する地域の輪番体制に参加して休日夜間に医療を提供する場合の補助
- ・ 医療計画の下で、新しく救命救急センターや周産期医療センターを設置して地域の救急医療等の提供を行う場合の補助や土地の提供